

起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

| 議長 | 委員長 | 事務局長 | 局長補佐 | 係長 | 担当 | 合議 | 文書取扱主任 |
|--|------------------------|-------|------|---|--|--|--------|
| | | | | | | | |
| 起案日 | 令和8年2月9日 | | | 処理区分 | <input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘 | | |
| 決裁日 | 令和8年2月12日 | | | 保存 | <input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃 | | |
| 登録番号 | 8四議第32号 | | | 公開 | | 非公開理由 | |
| 分類番号 | 04-02-01 | | | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開（ <input type="checkbox"/> 公開） | | 四万十市情報公開条例第9条に該当 （ <input type="checkbox"/> ） | |
| 簿冊番号 | 04 - 03 | | | | | | |
| 委員会名 | 総務常任委員会 | | | 会議年月日 | 令和8年1月29日（木） | | |
| | | | | 会議時間 | 10時00分～11時30分 | | |
| 出席委員 | 委員長 | 廣瀬正明 | | 委員 上岡真一 | | | |
| | 副委員長 | 澤良宜由美 | | | | | |
| | 委員 | 川村一朗 | | 欠席委員 | 平野正 | | |
| | 委員 | 上岡正 | | | | | |
| その他 | 議長 | 宮崎努 | | 委員外議員 前田和哉 | | | |
| | 委員外議員 | 寺尾真吾 | | | | | |
| 執行部出席者 | 地震防災課長 | 安岡栄治 | | | | | |
| | 地震防災課長補佐 | 山崎剛 | | | | | |
| | 企画広報課長 | 武田安仁 | | | | | |
| | 企画広報課 施設活用推進室長 | 田邊秀樹 | | | | | |
| | 西土佐総合支所長 兼地域企画課長 | 佐川徳和 | | | | | |
| | 西土佐総合支所 地域企画課長補佐 | 新玉康之 | | | | | |
| | 西土佐総合支所 地域企画課地域振興係長 | 山脇史哉 | | | | | |
| 事務局 | 事務局長 | 原憲一 | | | | | |
| | 事務局長補佐 | 岡村むつみ | | | | | |
| 記 録 | | | | | | | |
| 令和7年12月定例会において、継続審査となっている調査事項1件及び報告事項3件について委員会を開催しました。その概要については以下のとおりです。 | | | | | | | |
| | | | | | | | |

■委員長挨拶により開会。(平野委員、病気治療のため欠席の報告。)

■まず、所管事項調査ア「機能別団員制度の現状について」地震防災課から説明を受け調査を行った。

【説明：安岡地震防災課長】

機能別団員制度は令和7年4月から運用を開始し、現在5名の機能別団員がおり、東山分団に2名、黒尊川分団に3名となっている。

【質疑：廣瀬委員】

今後の取組みについて、どのように発展させていくのか、何か考えはあるか。

【答弁：安岡地震防災課長】

団員の確保にあたっては、まず基本的団員を積極的に増やしていきたいという考えのもと、機能別団員もというように考えている。議会で質問があったバイク隊とか重機隊であるとかというものは、研究はしているが、今後の具体的な計画はない。

※他に質疑なく終了

■次に、所管事項報告ア「高知県消防広域化について」地震防災課から説明を受け調査を行った。

【説明：安岡地震防災課長】

高知県の消防広域化については、令和7年3月に「高知県消防広域化基本構想」を策定、令和7年4月からは県内全ての市町村長、消防本部の長、知事、有識者で組織する「高知県消防広域化基本計画あり方検討会」を開催し、先日「高知県消防広域化基本計画(案)」を取りまとめたところで、現在同計画案についてパブリックコメントを実施(R8.1.9~R8.2.2)している。

消防広域化の必要性としては、人口減少に伴う財源の制約、高齢化による救急搬送の増加、県内ほとんどの小規模消防本部での人材確保の困難さがある。このような課題を解決するために常備消防を一元化することでスケールメリットを活かした組織運営が可能となる広域化が必要であるということになる。組織は地方自治法に基づく広域連合の位置付けになり、全市町村と県が構成員となる。広域化のメリットとしては、管轄の壁がなくなることなどによる住民サービスの向上、指令センターの共同運用による現場力強化とコスト削減による消防力の強化、広域的な人員配置や地域枠の採用などによる人材確保などがある。広域化のスケジュールとしては、全市町村、県の議決を経て法定協を設置、令和10年4月には広域連合を設置して、先行的な業務を実施していく計画としている。令和11年度に一次統合として本部の統合をし、令和16年4月に組織の一元化を図り運用を開始する計画としている。あり方検討会では四つの専門部会を開催し協議をしており、総務部会では人員配置に関することについて、一次統合、二次統合により53人役の現場力の強化に充当できるという計算をしている。勤務条件については、一次統合では最小限の統一を図り、最終的には高知市消防局の現行制度をベースに統一する方向としている。財務部会では、財産については新組織に無償譲渡し、運営については市町村の分担金によって行うこととしている。分担金算定方法は、本部経費は全市町村で、各方面本部の経費は構成市町村で、各消防署の経費は所在の市町村でそれぞれ案分することを基本とし、その割合等については今後検討することとしているが、現在県で試算しているものについては後ほど説明する。消防業務部会では、広域連合本部や各方面本部、各消防署の役割分担、消防団や消防水利の事務についてはこれまでの形態を継続することを基本としている。通信・システム部会では、システム統合によるメリットについて、全県下で46億4,000万円の節減効果が得られると試算している。基本計画の概要については以上になる。分担金の試算では、四万十市では必要最小限の統合をすると、14年で案分した単年度の負担として500万円の減額効果が得られる試算となっている。次に処遇の統一(3交代制・高知市の給与水準の再計算)を図った場合は、5,700万円の負担増になり、最終的には先ほどの減額も加味し、5,234万6,000円の負担増が見込まれる。県では現在ホームページでパブリックコメント(2/2)をしている。市としては現状たちまち広域化が必要な状況にあるとは考えていないが、県下の小規模消防本部が人材確保に困っている状況、本市においても人口減少が進んでいくということを踏まえると必要な議論であるとは認識している。来年度からの実務協議会において具体的な検討も進めていくので、その中で市のメリットや財政負担なども踏まえてしっかりと検討してまいりたい。

【質疑：上岡正委員】

うちは困っていないけど、小さいところを助けるために統合する。そのために5,000万円負担が増える。議論の必要性はわかるが、少し腑に落ちない気持ちがある。執行部としてはどのような姿勢で今後の議論に臨むのか。

【答弁：安岡地震防災課長】

結論から言えば慎重に判断をしていくということになる。もろ手を挙げて賛成というわけではなく、いわゆる負担の軽減策がないのか、国、県の支援が求められないのかなどについてもこれまでも働きかけをずっとしてきている。今後の協議の上で、消防業務が今後も継続していけるのかということも判断の一つであるので、将来の負担のことも見極めたうえで判断をしていくことになる。折に触れて議会には報告していくようにする。

【質疑：川村一朗委員】

メリットの方が優先しているけど、デメリットもあるんじゃないかと思う。人事交流の場合に、地名を言って救急車を呼んだところ、全く別の場所に行っていたというのは、実際にあった話。広域化すればもっとそんなことが増えるのではないかと、柔軟な対応ができなくなるのではないかとという心配もする。そんなデメリット面として考えられることがあれば教えてほしい。

【答弁：安岡地震防災課長】

デメリットとしては負担金が増えるということだと思う。人員配置については、基本的には地域で採用した者は異動させない、出向は本部への異動はあるかもしれないが、県下の中で現場を移動することは考えていないと聞いている。現場サイドのことはくわしくわからないが、消防指令システムで新しいものが入った場合は、携帯で位置情報をつかんで、システム上で表示することができるようになるということも聞いている。地理に詳しいことがベストだとは思いますが、システムでカバーする方策というのも同時に考えられていると聞いている。

【意見：上岡正委員】

地域枠で採用して異動がないということだが、そうなれば高知市の給料に統一しなければ採用する地域によって格差が生じることになる。本部に異動した際には調整は必要になると思うが、増額の5,000万円も人件費に負うところが多い。課長の見解を求めるわけではないが、意見として言わせてもらう。

【質疑：宮崎議長】

地域で採用して異動はしないという地域枠の話、県は給料さえ上げれば不便な田舎でも職員は採用できると考えているのか。地域を希望しなくなった場合に、最小限の異動ですということと矛盾するように感じる。そこについての県の説明は。

【答弁：安岡地震防災課長】

県の方から詳しく説明を受けていないので想像になるが、地域枠は希望者が手を挙げる枠で、全体枠での採用と比較してということになって、もし地域枠に手が挙がらなければ、全体枠の中で採用した者を配置するということになるのではないかと思う。もちろん今後検討していく中で、詳細についてはこちらの方からも確認していきたい。

【質疑：宮崎議長】

これ完全に矛盾した話だと思う。県がそんな考え方でやるんだったらやり方自体が根本的に間違っているとしか考えられない。次回の会議でやり方自体が矛盾しないですかという話をちゃんと聞いてほしい。それから川村委員の話、交通事故など土地勘がないところで、そこがどこかなどわからないことが多い。スマホで位置把握という話があったが、スマホ持っていないお年寄りはどうするのかということ。高齢化が進んでいる幡多地域とか、通報するのは若い人ばかりじゃない。そういうところもどう考えているのか聞いてほしい。

【答弁：安岡地震防災課長】

そういった部分の細かな説明というのは今のところない。

【答弁：山崎地震防災課長補佐】

補足させてほしい。市町村長の意見としては同じような意見はあり方検討会で出ている。そのような課題を今後のあり方検討会、任意協議会で詰めていくという作業になる。人員の話があったが、広域化することで、小規模消防は管理職が本部に行くことで少なくなって現場力を強くすることができる、人員確保は良い方向に進むのかなという説明を受けている。

【質疑：宮崎議長】

地域に残れば管理職にならなくていいといっても50過ぎたらなかなかキツイと思う。消防団とか消防事務とか市町村からとっばらって警察のように県がやればいいと思う。いわば高知県消防。そうなれば当然給料も一体になるし、市町村から文句を言うこともない。なぜそういう議論にならなかったのかという説明はなかったのだろうか。

【答弁：安岡地震防災課長】

法に基づき消防は市町村が担うものとされており、県での設置は制度上不可能であると、説明を受けたわけではないが、そういったことだと思う。

【意見：宮崎議長】

法律で決まっているから市町村で連合組んでやりましょうと、そうするといろいろな問題が出てくる。これまでもやろうとしてうまくいかなかった事例はあると思う、県庁所在地が参加しなかったとか。それなら法律を変えることに踏み込んでいくのが県のトップとしてのやり方じゃないかと思う。市長に話してもらって、県にこういう要望があるということは伝えてほしい。

【質疑：上岡正委員】

雇い方は議論されているのか。そのことは大事なことだと思う。本部枠が多ければ地域を知らない消防隊員が増えていくということになるから。

【答弁：安岡地震防災課長】

計画の概要7ページに人事関係の基本的な事項がある。内容は新規採用職員は広域連合が一括で採用し、また地域人材確保のため地域枠を設定することを検討するというもの。異動は一部本部への異動は見込まれるが、管轄区域内での異動が中心。そのうえで職員の希望や所属意向を踏まえて配置をするというもの。まず令和10年に連合を設置し、段階的に進めながら令和16年には一元化を目指すという内容になっている。

【質疑：川村一朗委員】

設備関係、例えばはしご車などはこれまで市町村が負担してきたと思うが、統一後は県がここは必要、ここには必要ないということで一律に判断していくようになるのか。

【答弁：安岡地震防災課長】

細かなことはこれからだが、はしご車等の設備であれば広域化のメリットの一つである計画的な配備の中で恩恵を受ける市町村がそれに応じた分担金を負担していくことになろうと思う。

※他に質疑なく終了

■次に、所管事項報告イ「大学誘致断念に伴う補助金返還・損害賠償請求訴訟の進捗状況について」企画広報課から説明を受け調査を行った。

【説明：武田企画広報課長】

訴訟については昨年5月13日に高知地方裁判所に提訴、その後、同年8月12日付で学校法人から反訴状が提出されている。それ以降、弁論準備手続きを昨年8月15日、同年11月7日、今年に入って1月20日の3回行っている。今回は令和8年3月24日に4回目の弁論準備手続きが予定されている。

【質疑：上岡正委員】

5月13日に提訴してから第1回の弁論準備手続きが8月15日、3カ月かかっている。学校法人が反訴状を出してからはすぐに行われている。なぜ提訴からこんなに時間がかかったのか。

【答弁：武田企画広報課長】

手続きは全て裁判所が決める。まず提訴してから学校法人から7月31日に答弁書が届いた。そのうえで反訴状が提出されており、双方の主張のやり取りがあった後、弁論準備手続きが開始されたということになっている。

【質疑：上岡正委員】

今後の見通しについて弁護士はどのように言っているのか。

【答弁：武田企画広報課長】

まだ争点の整理を行っている段階であるため、見通しは全く立っていない。

【意見：上岡正委員】

この裁判には市民も関心がある。裁判所が決めるものとはいえ、訴えた側の姿勢としてできるだけ早く裁判に勝つようにしてもらいたい。

※他に質疑なく終了

■次に、所管事項報告ウ「中間管理住宅について」地域企画課から説明を受け調査を行った。

【説明：佐川地域企画課長】

事業の概要としては、市が民間の所有者から家屋を長期間借り受けて、必要に応じて耐震工事や改修工事を行って、移住希望者、定住希望者に一定期間貸し出す事業になる。令和8年4月1日の施行を目指して市全域に適用する要綱を現在策定中。制度導入の背景としては二つある。一つは四万十市を離れて暮らしている人が残っている家屋を活用したい、固定資産税だけ払っている状況を何とかしたい。も

う一つは、移住希望者が四万十市に住みたいのに家がない、住み続けたいけど現在住んでいる家が老朽化している、こういった2者の思いを実現することができる事業として中間管理住宅の事業導入を検討している。特に西土佐地域は民間の賃貸不動産業者がないので、まずは西土佐地域から解消したいと考えている。近隣の自治体でも県内34自治体中、24自治体が実施している。黒潮町では40戸、四万十町では50戸の中間管理住宅が整備されている。貸主のメリットとしては固定資産税が実質免除となる。事業スキームとしては空き家所有者と市が契約を締結し、空き家を利用したいという方が出てきた場合には固定資産税をベースに家賃を設定して市と利用者が契約を締結するということになる。契約期間は12年程度を考えている。一定の家財が残っている場合は市が改修工事を行う前に処分してもらうこととしている。貸し出した後の修繕については、軽微なものは貸主、割と大規模なものとなると市の方が行うことになる。この事業については、まず西土佐地域で活用の相談があった1件について、耐震診断、耐震改修工事を実施するため、8年度当初予算に計上をお願いする予定としている。費用としては105万円程度を考えている。

【質疑：上岡正委員】

24自治体が実施している事業なので悪い事業とは思わない。市のメリットとしては移住者が増える、デメリットとしては固定資産税が取れないということになる。そこで聞きたいのは、耐震改修をして移住者に貸したが1年か2年で出ていった、先行自治体でそんな事例がないか、調査はしていないか。

【答弁：佐川地域企画課長】

空き家所有者との関係では契約期間前に解約の申し出があった場合、耐震改修等にかかった費用の90%を請求することとしている。また借主がすぐに出ていったケースの場合だが、先行自治体での事例は調べることができていない。

【意見：上岡正委員】

報告ということだが、予算も組むという説明があった。費用対効果の面で長く住み続けてくれるのかということがこの事業の肝だと思う。大家は解約しないと思う。問題は借主。隣のより良い条件の自治体へ移ったという話をよく聞く。黒潮町も40戸も実例があるのだから、よく調査をしておいてもらいたい。

【答弁：佐川地域企画課長】

中間管理住宅の利用状況について調べておくようにする。

【質疑：宮崎議長】

これは四万十市全体でやる事業か。

【答弁：佐川地域企画課長】

西土佐地域に限定するものではなく、市全域に適用する要綱を策定中。

【質疑：宮崎議長】

市のこの制度に魅力を感じ、これを利用したいという希望者が全域で増えたら民業圧迫にならないかと心配する。不動産業者の意見は聞いたのか。

【答弁：佐川地域企画課長】

特に不動産業者の意見は確認していないが、現在市では空き家対策としてまちづくり課の空き家等利活用促進モデル事業と、企画広報課が窓口になっている移住支援の各種事業がある。流動性の大きい地域についてはまずはそういった事業が優先されるのではないかと思う。例えば南国市は中間管理住宅については中山間地域を優先させていると聞いている。

【質疑：宮崎議長】

そうなるとますます地域企画課でやることについて違和感がある。中山間地域は中村地域にもたくさんある。そうなるとこれは本庁でやるべきではないか。一市二制度はやめましようと言いながらまた新たに作るように思えてならない。その点については話していないのか。

【答弁：佐川地域企画課長】

調整はまだこれからだが、来年度から住宅を所管する防災まちづくり課というものができる。そういったものを含めて、まちづくり課や、企画広報課それから固定資産税の関係もあるので税務課とも話を進めていきたいと考えている。

【質疑：宮崎議長】

それができてから事業化すべきではないか。地方公共団体の事務としては逆な気がする。まるで今予定しているその人のために事業を作るようなものでないか。それをどう説明するのか。

【答弁：佐川地域企画課長】

ご指摘のとおり調整不足のところはあろうかと思うが、一件でも多く住宅を確保したいという思いが

先行した感はあるので、そのところは反省したい。

【意見：宮崎議長】

それなら当初予算じゃなくて、来年度以降の形で、防災まちづくり課ができて不動産業者の意見も聞きながら、そういうことを積み上げてやる事業だと思う。今やるべきじゃないという意見を述べさせてもらう。

【質疑：上岡正委員】

議長と同意見。来年度機構改革もある。実際改修して貸せるようになるまでには相当時間がかかると思う。1年待ったらどうか。

【答弁：佐川地域企画課長】

いただいた意見を踏まえて検討調整したいと思う。

【質疑：川村一朗委員】

8年度事業としての質問だが、これは申込期限というのはいつまでというのはあるのか。

【答弁：佐川地域企画課長】

まだ制度ができていないので、下話の段階。

～小休～

～正会～

【質疑：寺尾真吾委員外議員】

8年度に予算計上する予定の費用について、この住宅はそもそも耐震改修すれば住めるようになるのか。また住宅によっては耐震改修だけではなく、トイレであったり、水回りも改修しなければならないケースで出てくると思う。その場合の金額と財源は現状どのように考えているのか。

【答弁：佐川地域企画課長】

財源としては公営住宅・改良住宅ストック交付金改善事業（国交付金）と空き家活用促進事業補助金（県補助金）を活用したいと考えている。それから8年度に要求する予定の費用については耐震改修だけではなくて、一定水回りの改修も含んだものになっている。

【質疑：寺尾真吾委員外議員】

説明によると1/4の264千円が市の財源構成になるように見える。今回はこれで済むかもしれないが例えば改修費が1,000万円かかったら260万円が市の持ち出しという財源構成でいくという理解でよいか。

【答弁：佐川地域企画課長】

明らかに改修費用が大きいものについては対象から外すべきとは考えていて、目安としては相談があった時点で空き家を見に行き、それで一定判断するようにしたいと考えている。

【質疑：寺尾真吾委員外議員】

中間管理住宅事業を実施している自治体では金額の上限を定めていると思う。だいたい1,000万円くらいじゃないかと思うが、場合によっては1,000万円ちょっと超える金額で直しているところもあると聞いている。いまあまりお金はかけないでという話だが、そこらへんのところはどうか考えているのか。他自治体がいくらかぐらい予算化しているのかという認識は持っているのか。

【答弁：佐川地域企画課長】

調べたものではないが、四万十町のホームページで中間管理住宅を見るとかなりきれいなものになっているので、それはある程度の金額を入れないとできない。四万十市はそういったことにならないとは思いますが、そのところはせめぎあいもあるので難しい部分になると思う。

【意見：寺尾真吾委員外議員】

あまりお金をかけずにと言ったことと矛盾していると思う。そこはきちんと今後整理していただきたい。

【意見：上岡正委員】

1件で終わる話ではない。行政は公平でなければならない。国、県の補助金にも上限があると思う。それなら市は上限いっぱいまでやるのか、あるいは年間何件までとするのか。1件当たりの上限はいくらなのか、そういったことも決めたいので要綱を作って議会に説明してもらいたい。要望として伝える。

【答弁：佐川地域企画課長】

ご意見を踏まえて十分検討したいと思う。

※他に質疑なく終了

■その他の所管事項調査について

【廣瀬委員長】

その他の所管事項調査については、引き続き閉会中の継続調査の申出を行うものとしてよろしいか。
(異議なし)

その他の所管事項調査については、引き続き閉会中の継続調査の申出を行うものと決した。

－小休－

－正会－

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。